

現行交通バリアフリー法に基づき、H18.10.31現在で255の基本構想を受理しているが、新法により拡充されることになる重点整備地区（徒歩圏外の施設をバス経路により結ぶもの、特定旅客施設を含まないもの等）を考えるに当たり、参考となる基本構想として以下のようなものがある。

パターン

パターン1

基本構想策定時において、高齢者等が利用する施設があるものの、**特定旅客施設から徒歩圏外等であるため、重点整備地区に含めるかどうか等の検討がされているもの**

パターン2

高齢者等が利用する施設が特定旅客施設から徒歩圏外等に集積しているため、現行の重点整備地区から外されているが、新法においては、**特定旅客施設が存在しない新たな重点整備地区が設定される可能性のあるもの**

パターン3

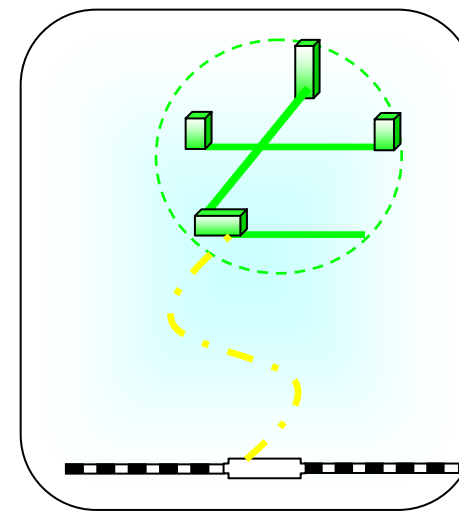
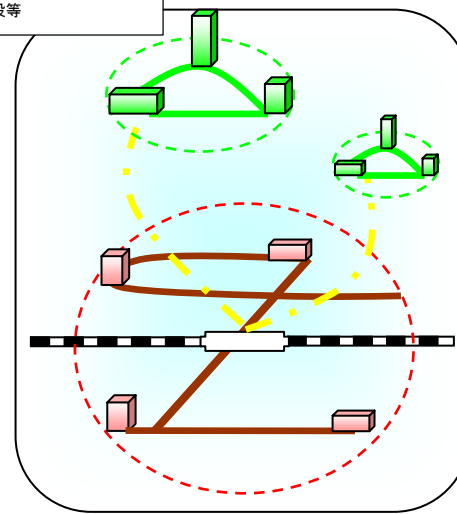
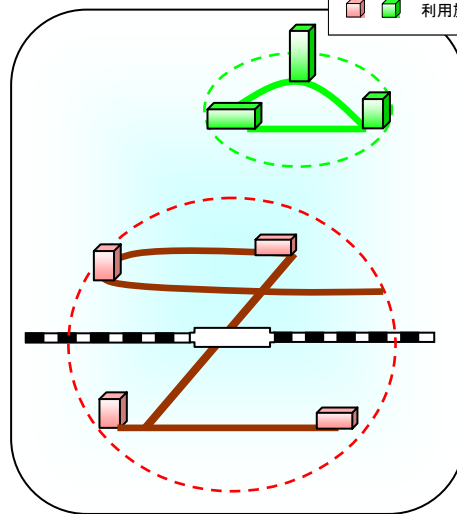
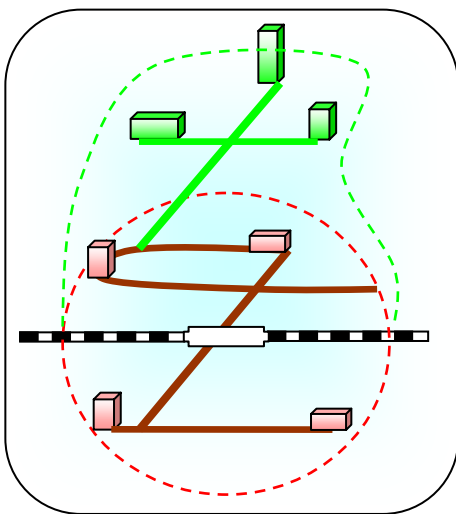
高齢者等が利用する施設が特定旅客施設から徒歩圏外等に存在するため、現行の重点整備地区から外されているが、新法においては、当該地区が**特定旅客施設とバス経路により結ばれる可能性のあるもの**

パターン4 (参考)

高齢者等が利用する施設が集積しているものの、**徒歩圏内に特定旅客施設がないため、基本構想が策定されていないもの**

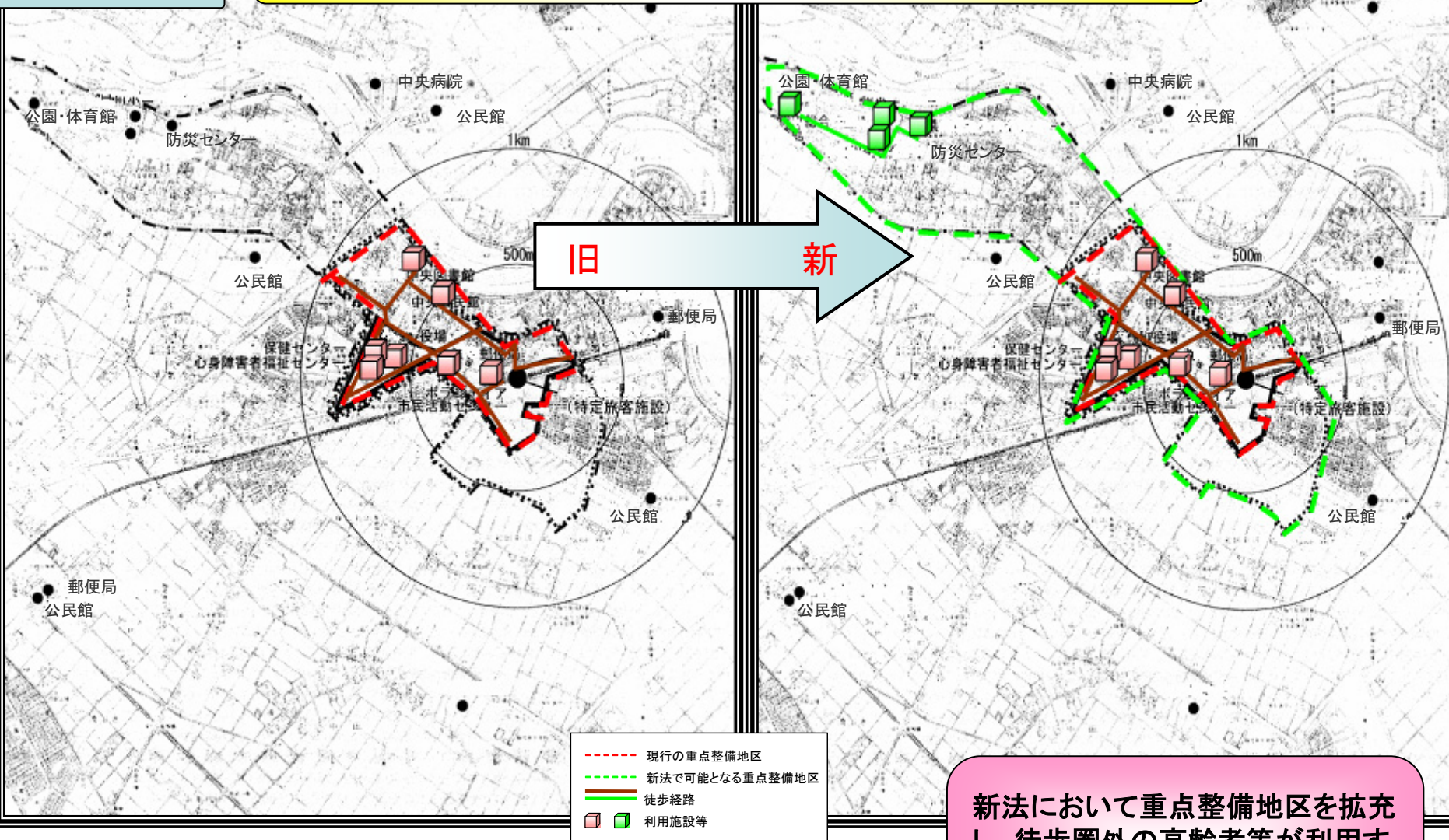
モデル図

- - - 現行の重点整備地区
 - - - 新法で可能となる重点整備地区
 - - - バス路線
 - - - 特定経路（徒歩経路）
 ■ ■ ■ 利用施設等



基本構想策定時に特定旅客施設から徒歩圏外であるため、高齢者等が利用する施設が重点整備地区に含まれていないもの

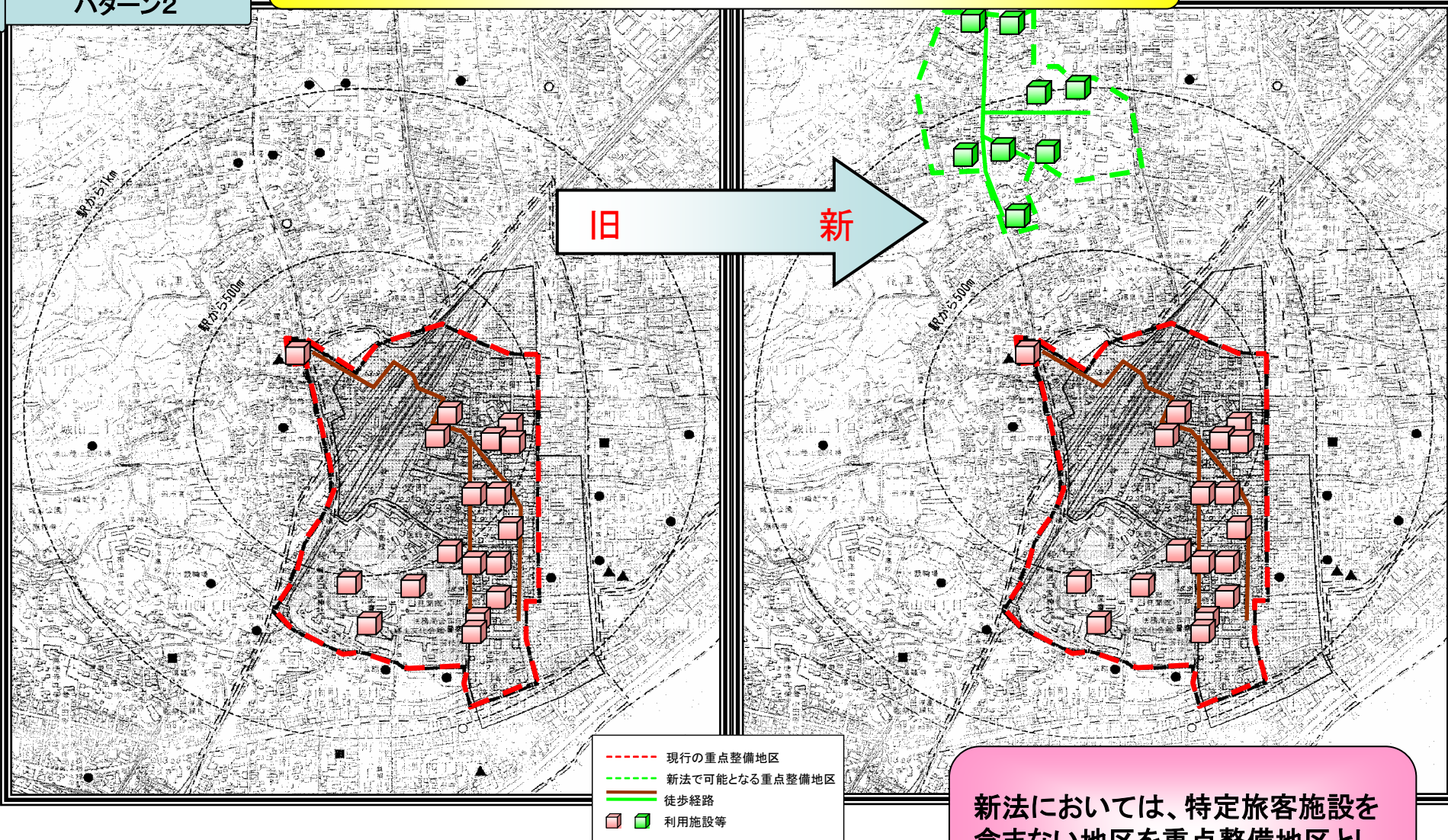
パターン1



新法において重点整備地区を拡充し、徒歩圏外の高齢者等が利用する施設がある地区を含むことが可能

高齢者等が利用する施設が特定旅客施設から徒歩圏外等に集積しているため、現行の重点整備地区から外されているもの

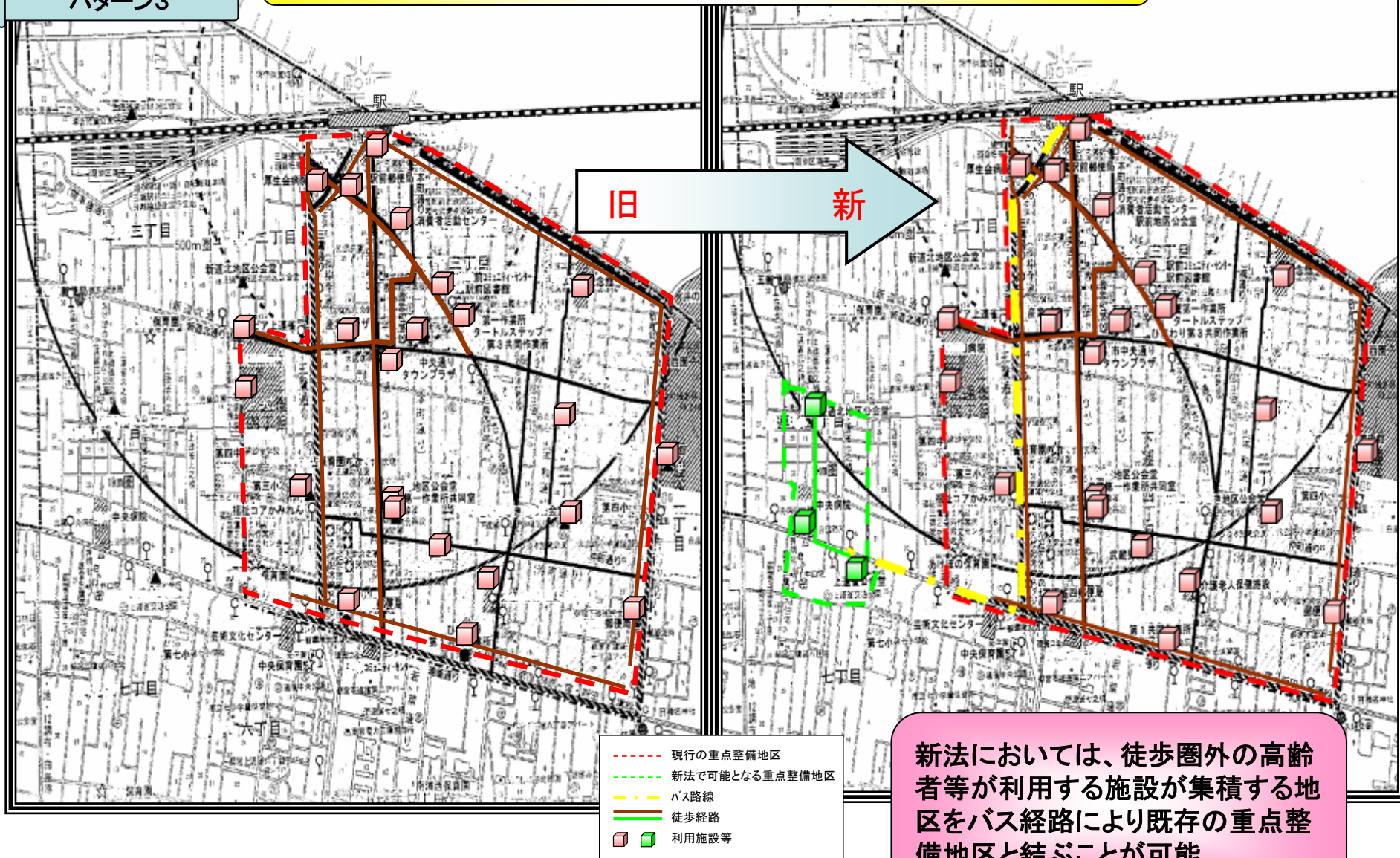
パターン2



新法においては、特定旅客施設を
含まない地区を重点整備地区と
して設定することが可能

高齢者等が利用する施設が特定旅客施設から徒歩圏外に存在するため、現行の重点整備地区から外されているもの

パターン3



新法においては、徒歩圏外の高齢者等が利用する施設が集積する地区をバス経路により既存の重点整備地区と結ぶことが可能

パターン4

高齢者等が利用する施設が集積している地区であるものの、徒歩圏内に特定旅客施設がないため、基本構想が策定されていないもの

旧

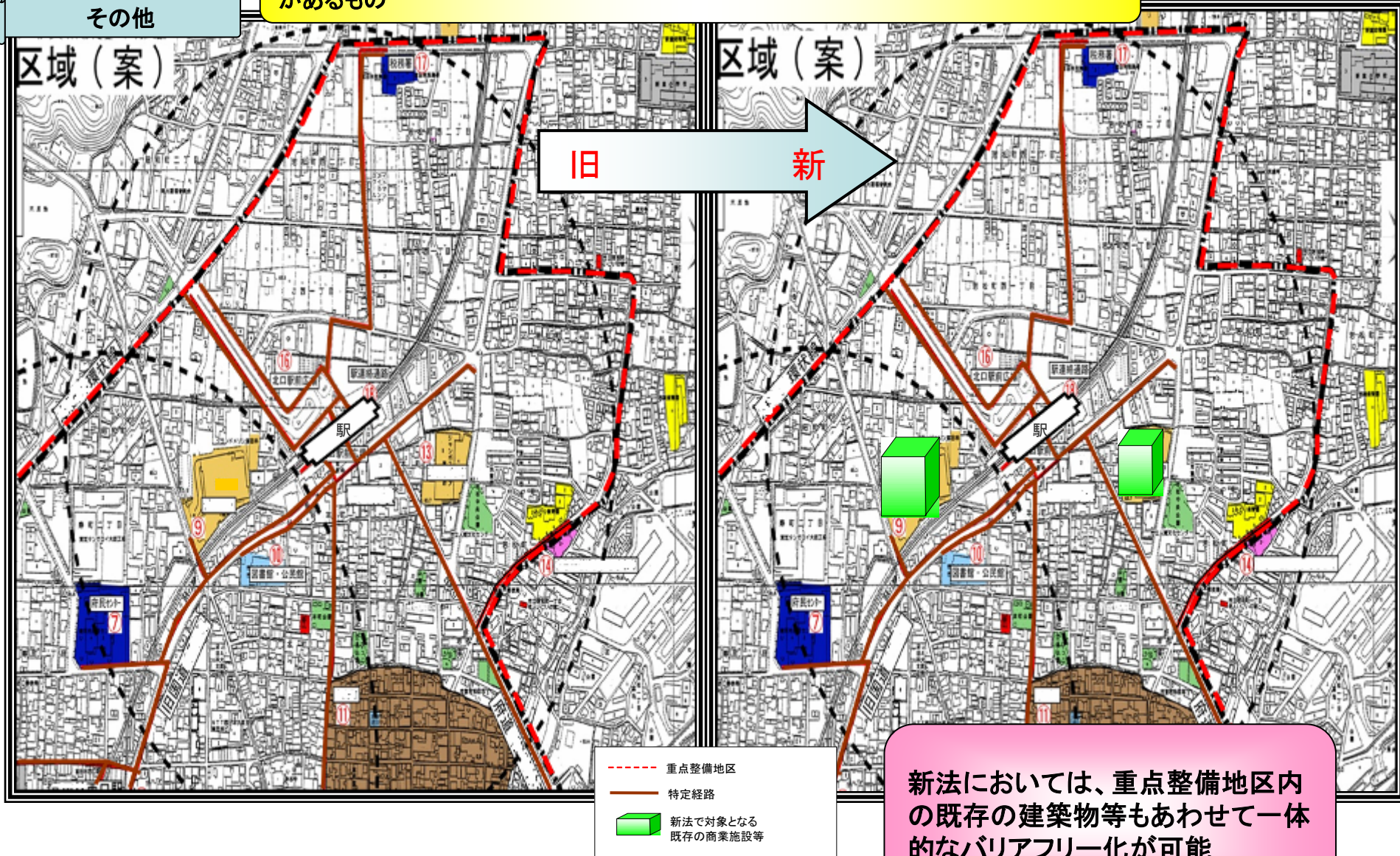
新

- 現行の重点整備地区
- 新法で可能となる重点整備地区
- バス路線
- 徒歩経路
- 利用施設等

新法においては、特定旅客施設からバス経路で結ばれた地区を重点整備地区とすることが可能

重点整備地区の中に高齢者等が利用するバリアフリー化されていない既存の建築物があるもの

その他



新法においては、重点整備地区内の既存の建築物等もあわせて体系的なバリアフリー化が可能